

県本部各部課長  
殿下  
県下各警察署長

原	議	永	年	保	存
共	00	00	10	31	5年

宮本広報第386号  
宮本情第1334号  
平成25年9月2日  
宮城県警察本部長

宮城県警察インターネットホームページ管理運用要綱の改正について（通達）  
宮城県警察インターネットホームページの管理及び運用については、「宮城県警察インターネットホームページ管理運用要綱の制定について（通達）」（平成13年3月21日付け宮本広第77号ほか）により定めているところであるが、この度、別添のとおり宮城県警察インターネットホームページ管理運用要綱（以下「要綱」という。）を改正したので通達する。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

## 1 改正の要点

- (1) 平成25年度の組織機構改編により、総務部広報相談課（以下「広報相談課」という。）が廃止され、同部に広報広聴課が新設されたことに伴い、広報相談課で行っていた事務を広報広聴課で行うよう改めた。
- (2) 国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）等に基づく第三者著作物等の取扱いに関し所要の整備を行った。
- (3) 文言の整理等所要の整備を行った。

## 2 留意事項

国立国会図書館法第25条の3の規定等により、国立国会図書館は、国、地方公共団体等の公的機関がインターネット上で公開している情報、資料等を公共の用に供するため、著作権者等の許諾を要することなくホームページの内容を収集、保存し、同図書館内での閲覧、複写等の情報の提供を行うことができるとされていることから、県警ホームページにおける第三者著作物及び名誉、プライバシーその他個人の権利利益を害するおそれのある情報については、特に留意する必要があるため、要綱に基づき適切に取り扱うこと。

# 宮城県警察インターネットホームページ管理運用要綱

## 第1 趣旨

この要綱は、警察広報を目的としてインターネット上に開設した宮城県警察インターネットホームページ（以下「県警ホームページ」という。）の管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

## 第2 用語の定義

この要綱における用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

### 1 インターネットシステム

インターネットに接続するために設置する各種サーバー、端末装置及びこれらを接続するデータ電送回線並びにこれらの用に供するプログラムを組み合わせたものをいう。

### 2 コンテンツ

県警ホームページ上において取り扱われる文章、写真、絵画等を内容とする伝達情報又はその作品をいう。

### 3 登載用外部記録媒体

コンテンツとして県警ホームページに登載するデータが記録された外部記録媒体をいう。

## 第3 管理及び運用の基本

県警ホームページの管理及び運用に当たっては、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- 1 県警ホームページの有用性を認識し、広報媒体として積極的な活用に努めること。
- 2 関係部門相互の緊密な連携による円滑な管理及び運用に努めること。
- 3 県警ホームページの登載内容を把握し、定期的に更新、変更又は削除を行うとともに、その内容については時期を失することのないよう適時、適切な内容となるよう努めること。
- 4 不正アクセス防止等の安全対策に配慮した管理及び運用に努めること。
- 5 県警ホームページの広報効果を踏まえた利用者の利便性の向上に努めること。

## 第4 体制

県警ホームページの適正な管理及び運用を行うため、警察本部に県警ホームページ統括責任者（以下「統括責任者」という。）、県警ホームページ運用管理責任者（以下「運用管理責任者」という。）、県警ホームページ運用担当者（以下「運用担当者」という。）及びインターネットシステム管理者（以下「システム管理者」という。）を置く。

### 1 統括責任者

- (1) 統括責任者は、総務部長をもって充てる。
- (2) 統括責任者は、県警ホームページの管理及び運用を統括しその責を負う。

## 2 運用管理責任者

- (1) 運用管理責任者は、総務部広報広聴課長をもって充てる。
- (2) 運用管理責任者は、県警ホームページの運用管理についてその責を負い、次の事務をつかさどる。
  - ア 県警ホームページ及び電子メールの企画及び運用に関すること。
  - イ 県警ホームページへのコンテンツの登載に関すること。
  - ウ 県警ホームページの活用促進及び普及に関すること。
  - エ 県警ホームページに関する調査、研究に関すること。
  - オ コンテンツに関する指導教養（システム管理者の事務を除く。）に関すること。
  - カ その他統括責任者から命じられた事項に関すること。

## 3 運用担当者

- (1) 運用担当者は、運用管理責任者が指定するものとする。
- (2) 運用担当者は、県警ホームページへのコンテンツの登載、変更及び削除の操作、作成及び加工を行う。

## 4 システム管理者

- (1) システム管理者は、総務部情報管理課長をもって充てる。
- (2) システム管理者は、インターネットシステムの管理についてその責を負い、次の事務をつかさどる。
  - ア インターネットシステムの保守及び管理に関すること。
  - イ 不正アクセスの防止、データの保護等の安全対策に関すること。
  - ウ 県警ホームページ及び電子メールの運用に関する技術的支援に関すること。
  - エ コンテンツの電磁的加工等の技術的な指導教養に関すること。
  - オ その他統括責任者から命じられた事項に関すること。

## 第5 所属長の責務

所属長は、県警ホームページの運用に関し次の事項を推進しなければならない。

- 1 県警ホームページを活用した警察活動の積極的な広報に努めること。
- 2 運用管理責任者と綿密な連絡を保ち、県警ホームページの効果的な活用を推進するとともに、県民へ広報が必要な事項にあつては、積極的な情報の登載に努めること。
- 3 所属する職員に対して県警ホームページに関する機器操作、コンテンツ作成等の知識・技能の向上を図ること。
- 4 県警ホームページに登載したコンテンツに関し常に広報効果の維持向上に努めること。
- 5 災害発生時においては、過去に広報し効果を上げた事項等を参考とし、提供可能な情報について積極的に提供するよう努めること。

## 第6 県警ホームページ担当者の指定

- 1 所属長は、所属の職員の中から県警ホームページに関する機器操作、コンテンツの作成等に当たる県警ホームページ担当者を指定しなければならない。
- 2 所属長は、県警ホームページ担当者を県警ホームページに関する講習等に積極的に参加させるなど、県警ホームページ担当者の知識、技能の向上に努めなければならない。

## 第7 コンテンツの作成、登載方法等

- 1 県警ホームページに登載するコンテンツの作成、登載、変更及び削除の方法は、次により行うものとする。
  - (1) コンテンツの作成  
県警ホームページに登載するコンテンツは、登載しようとする所属において作成するものとする。
  - (2) コンテンツの登載  
所属長は、新たに県警ホームページにコンテンツを登載しようとするときは、コンテンツ登載依頼書（別記様式第1号）により運用管理責任者に依頼するものとする。この場合において登載するコンテンツのデータは、宮城県警察WANシステム電子メール・電子掲示板システム（以下「メール・掲示板システム」という。）の電子メールにより送信又は登載用外部記録媒体により送付するものとし、必要に応じて当該コンテンツを印刷したものを送付するものとする。
  - (3) コンテンツの変更  
県警ホームページにコンテンツを登載している所属長は、登載しているコンテンツを変更しようとするときは、コンテンツ変更（削除）依頼書（別記様式第2号）により運用管理責任者に依頼するものとする。この場合において、変更するコンテンツのデータは、メール・掲示板システムの電子メールにより送信又は登載用外部記録媒体により送付するものとし、必要に応じて当該コンテンツを印刷したものを送付するものとする。
  - (4) コンテンツの削除  
所属長は、県警ホームページに登載しているコンテンツを削除しようとするときは、コンテンツ変更（削除）依頼書により運用管理責任者に依頼するものとする。
- 2 運用管理責任者及び所属長は、県警ホームページに登載されたコンテンツの内容について、毎月一回、定期的な見直しを行い、コンテンツの内容が最新の状態となるよう管理するとともに、時間の経過により更新又は削除する必要があるコンテンツについては、速やかに更新又は削除の手続を行うなど適切な措置を講ずるものとする。また、積極的に掲載すべき内容については、時機を失することなく迅速、的確に掲載するよう努めるものとする。

## 第8 コンテンツデータの加工

- 1 所属長は、コンテンツをホームページに登載するため、そのデータを加工しなければならない。

- 2 高度な技術を要するデータの加工については、システム管理者に対して、コンテンツ作成支援依頼書（別記様式第3号）に作成しようとするコンテンツに関する資料を添えて、メール・掲示板システムの電子メールにより送信又は登載用外部記録媒体により送付し、コンテンツの作成を依頼することができる。
- 3 前記2の依頼を受けたシステム管理者は、速やかに作成しようとするコンテンツのデータを作成し、所属長にメール・掲示板システムの電子メールにより送信又は登載用外部記録媒体により送付するものとする。
- 4 所属長は、システム管理者から送信又は送付されたコンテンツの内容に誤りがないか、十分な点検と確認を行わなければならない。

## 第9 コンテンツ作成上の留意事項

### 1 基本的留意事項

- (1) 文章は、要領よく簡潔にまとめ、長文とならないよう配慮すること。また、警察用語の使用は避け、県警ホームページを閲覧する者に分かりやすい文章となるよう配慮すること。
- (2) イラスト、写真、図表等を効果的に用いるほか、特に注目を要する箇所は、字体、色彩、レイアウト等にも配慮すること。
- (3) 写真を登載する場合は、写真データの容量に応じて画面表示に時間を要することから、できるだけデータ容量を小さく加工するとともに、その大きさ、枚数のバランスを十分考慮すること。
- (4) 著作物、写真、イラスト等を用いる場合は、著作権者に無断で使用したり、商標権のあるマーク等を無断で使用するなどして知的所有権を侵害することのないように十分留意すること。

### 2 国立国会図書館法に基づく取扱い

国立国会図書館法（昭和23年法律第5号）第25条の3の規定等により、国立国会図書館は、国、地方公共団体等の公的機関がインターネット上で公開している情報、資料等を公共の用に供するため、著作権者等の許諾を要することなくホームページの内容を収集、保存し、同図書館内での閲覧、複写等の情報の提供を行うことができるとされていることから、県警ホームページにおける第三者著作物及び名誉、プライバシー、その他個人の権利利益を害するおそれのある情報については特に留意する必要があるので、次に掲げる措置を講ずるとともに、適正に取り扱うこと。

- (1) 所属長は、第三者著作物を県警ホームページへ登載しようとする場合は、著作権者に対し県警ホームページへの登載に係る許可を得るほか、登載後は国立国会図書館において収集、保存及び情報の提供が行われることについて説明の上、その許可についても得ておくこと。この場合において、著作権者から国立国会図書館において収集、保存及び情報の提供が行われることについての許可を得ることができないときは、その旨をコンテンツ登載依頼書及びコンテンツ変更（削除）依頼書の第三者著作物の欄に記載した上で運用管理責任者に依頼

すること。

- (2) 所属長は、次に掲げる事項に該当する情報を含むコンテンツの登載依頼等を行う場合は、コンテンツ登載依頼書及びコンテンツ変更（削除）依頼書の第三者著作物の欄及び人権侵害のおそれのある情報の欄に必要な事項を記載した上で運用管理責任者に依頼すること。

#### ア 第三者著作物

著作権者の許可を受けて県警ホームページに登載する情報のうち、本県警察において取り扱うことに問題はないが、国立国会図書館が同情報を収集、保存し、同図書館内での閲覧、複写等の情報の提供を行う場合に問題が生じる、又はそのおそれがある情報

#### イ 人権侵害のおそれのある情報

県警ホームページに登載する指名手配者、行方不明者等の情報であって、逮捕、発見等による手配解除に伴い県警ホームページから削除する必要がある情報。これらの情報は、県警ホームページから削除しても、国立国会図書館においてはホームページの内容を収集、保存した時点での情報について閲覧、複写等の情報の提供を行うことから、これらの情報が残存したまま提供されることとなり、これらの情報の対象となる者の名誉、プライバシーその他個人の権利利益を害するおそれがある。

### 第10 安全対策

運用管理責任者、所属長及びシステム管理者は、県警ホームページに対する不正アクセスの防止、登載中のコンテンツのデータの保護等の安全対策に十分配慮するものとする。

#### 1 パスワードの付与

システム管理者は、運用担当者にパスワードを付与するものとし、運用担当者は、同パスワードを第三者に知られないように、保秘に努めなければならない。

#### 2 不正アクセス対策

- (1) 運用管理責任者、所属長及びシステム管理者は、県警ホームページに登載されているデータ等が不正に改ざんされていないか、随時、点検及び確認を行うものとする。

- (2) 登載用外部記録媒体は、別に定める規程に基づく公用外部記録媒体を使用しなければならない。

- (3) コンテンツに登載する際に使用する登載用外部記録媒体は、事前にコンピュータウイルスチェックを確実に行わなければならない。

#### 3 県警ホームページの改ざんを発見した場合の措置

警察職員は、県警ホームページの改ざんを発見した場合は、直ちに運用管理責任者及びシステム管理者に通報しなければならない。

### 第11 不正アクセス等に対する措置

- 1 運用管理責任者は、県警ホームページへの不正アクセス及び改ざんを認知した

ときは、直ちにシステム管理者に通知し、県警ホームページの運用を中断し、システム管理者と連携して復旧するように努めなければならない。

- 2 システム管理者は、不正アクセスを認知したときは、必要により当該事案の捜査を主管する警察本部の課長と連携して、不正アクセスをした者の特定及びその解明に努めなければならない。

## 第12 電子メールの使用等

### 1 電子メールの使用

- (1) 所属長は、電子メールを活用して情報等の提供を受けようとする場合は、あらかじめ運用管理責任者及びシステム管理者と協議するものとする。
- (2) 電子メールは、原則として運用管理責任者が管理する電子メールアドレス(以下「アドレス」という。)を使用するものとする。

### 2 アドレスの追加、変更及び使用の中止

- (1) 所属長は、アドレスを追加しようとする場合は、電子メール利用(追加・変更)申請書(別記様式第4号)により運用管理責任者に申請するものとする。
- (2) 運用管理責任者は、前記(1)の申請を受けた場合において、当該アドレスを追加することが必要と認めるときは、当該アドレスの付与についてシステム管理者に依頼するものとする。
- (3) システム管理者は、前記(2)の依頼を受けた場合は、所属長に当該アドレスを付与するとともに、その旨を運用管理責任者に通知するものとする。
- (4) 所属長は、アドレスを変更又はその使用を中止しようとする場合は、電子メール利用(追加・変更)申請書(別記様式第4号)により運用管理責任者に申請するものとする。
- (5) 運用管理責任者は、前記(4)の申請を受けた場合において、当該アドレスを変更又はその使用を中止することが必要と認めるときは、当該アドレスの変更又はその使用の中止についてシステム管理者に依頼するものとする。
- (6) システム管理者は、前記(5)の依頼を受けた場合は、所属長の当該アドレスの変更又はその使用を中止するとともに、その旨を運用管理責任者に通知するものとする。

### 3 電子メールによる相談等の適正な取扱い

運用管理責任者及びアドレスを付与された所属長は、電子メールに相談、意見、要望、照会、情報提供等を確認した場合は、別に定める規定に基づき適正に取り扱うものとする。

宮 号外

運用管理責任者 殿

年 月 日

( 所 属 長 名 )

## コンテンツ登載依頼書

ホームページの名称		
作成区分	登載	変更 削除
作成内容の概要		
登載期間	年 月 日から 年 月 日まで	
第三者著作物	有・承諾済	「有」又は「承諾済」の場合はそのファイル名を下欄に記載すること。
	・承諾済	
人権侵害のおそれのある情報	有・無	「有」の場合はそのファイル名を下欄に記載すること。
備考		

登載手続	年 月 日 完了	担当者印	
------	----------	------	--

宮 号外

運用管理責任者 殿

平成 年 月 日

( 所 属 長 名 )

コンテンツ変更（削除）依頼書

ホームページの名称		
変更(削除)の理由		
変更(削除)年月日	年 月 日	
第三者著作物	有・無・承諾済	「有」又は「承諾済」の場合はそのファイル名を下欄に記載すること。
人権侵害のおそれのある情報	有・無	有の場合はそのファイル名を下欄に記載すること。
備考		

変更(削除)手続	年 月 日 完了	担当者印	
----------	----------	------	--

別記様式第3号

官 号 外

システム管理者 殿

年 月 日

( 所 属 長 名 )

### コンテンツ作成支援依頼書

ホームページの名称			
作成区分	登載	変更	
作成内容の概要			
登載予定年月日	年	月	日
完成希望年月日	年	月	日
完了年月日	年	月	日
受領年月日	年	月	日
備 考		受領印	

官 号 外

運用管理責任者 殿

年 月 日

( 所 属 長 名 )

電子メール利用（追加・変更）申請書

利用する業務	
利用予定年月日	年 月 日
必要とするメールアドレス数	
メールアドレスを必要とする理由	
現行メールアドレス (追加・変更・中止の場合)	